

岩手県告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の名称及び主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者				居宅介護事業所		変更年月日
名 称		主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
変更前	変更後	変更前	変更後			
株式会社アイセイホールディングス	株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号	アイセイ薬局滝沢店	滝沢市穴口323番地3	平成28年10月1日
株式会社アイセイホールディングス	株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号	アイセイ薬局江刺西大通り店	奥州市江刺区西大通り11番15号	平成28年10月1日

2 介護予防居宅療養管理指導

居宅介護事業者				居宅介護事業所		変更年月日
名 称		主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
変更前	変更後	変更前	変更後			
株式会社アイセイホールディングス	株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号	アイセイ薬局滝沢店	滝沢市穴口323番地3	平成28年10月1日
株式会社アイセイホールディングス	株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号	アイセイ薬局江刺西大通り店	奥州市江刺区西大通り11番15号	平成28年10月1日